

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請等の手引

令和8年5月

盛岡市 都市整備部 都市計画課

この手引は、盛岡市において宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手続をする場合の取扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法　　：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

政令　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）

省令　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）

細則　：盛岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年盛岡市規則 35 号）

目次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制の概要	
1-1	宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-2	規制区域	1
1-3	用語の定義	2
1-4	崖の定義	3
1-5	許可を要する工事	4
1-6	届出を要する工事	4
1-7	その他の届出を要する工事等	5
1-8	許可の特例（みなし許可）	6
1-9	許可及び届出が不要となる土地・工事等	7
1-10	許可又は届出の要否判断	10
1-11	工事が両方の規制区域にまたがる場合の取扱い	11
2	許可申請及び審査に係る留意事項	
2-1	許可権者	12
2-2	許可に必要な条件	12
2-3	工事の技術的基準	12
2-4	設計者資格	14
2-5	工事主の資力・信用	15
2-6	工事施行者の能力	16
2-7	土地所有者等の同意	16
3	許可申請の手続	
3-1	申請手続の流れ	17
3-2	事前協議	18
3-3	住民への事前周知	18
3-4	許可申請書の提出	21
3-5	協議の申出	25
3-6	申請手数料	25
3-7	標準処理期間	26
4	許可時における留意事項	
4-1	許可証の交付	27
4-2	許可情報等の公表	27
4-3	関係法令等の確認	28

4 - 4	標識の掲示	28
4 - 5	工事完了前の建築行為	29
4 - 6	監督処分及び罰則	29
5 許可工事に関する手続等		
5 - 1	着手届の提出	30
5 - 2	工事の変更手続	30
5 - 3	工事の中止・再開・廃止	30
5 - 4	定期報告	31
5 - 5	施工状況の写真記録	31
5 - 6	中間検査	32
5 - 7	完了検査等	32
5 - 8	検査時の留意事項	33
6 宅地造成等に関する工事の届出		
6 - 1	届出書の提出	34
6 - 2	標識の掲示	35
6 - 3	着手届の提出	35
6 - 4	工事の変更手続	35
6 - 5	工事の中止・再開・廃止	35
6 - 6	工事の完了届	35
7 その他の届出		
7 - 1	規制区域指定の際に既に行われている工事の届出	36
7 - 2	擁壁等を除却する工事の届出	37
7 - 3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	37
7 - 4	工事の変更手続	37
7 - 5	工事の中止・再開・廃止	37
7 - 6	工事の完了届	37
8 その他の留意事項		
8 - 1	土地の保全義務	38
8 - 2	不法・危険な盛土等の情報提供	38
巻末1 手続に係る各種様式		
巻末2 許可申請の際の参考図面		
巻末3 盛岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則		

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」(昭和36年法律第191号)が抜本的に改正され、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法の施行に伴い、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域を新たな規制区域として指定し、当該規制区域内で行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とすることにより、隙間のない規制を行います。

1-2 規制区域(法第10条、第26条)

盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下「規制区域」という。)は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域として、盛岡市長が指定します。

盛岡市の規制区域は、市内全域(面積88,647ha)を対象に、令和7年5月23日盛岡市告示第337号により指定しています。

なお、規制区域図は盛岡市公式ホームページで公表しています。

URL: <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1043032.html>

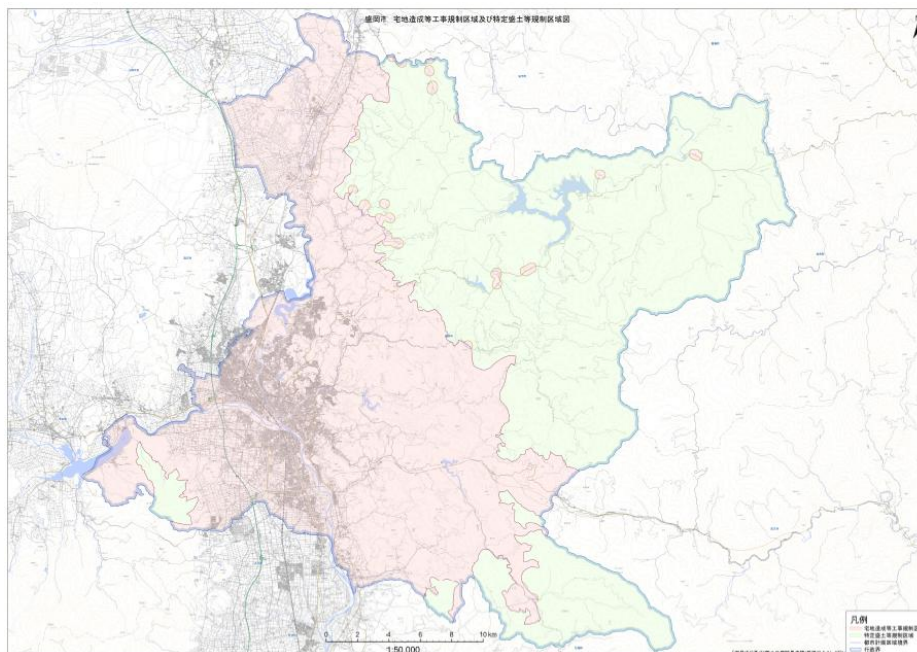


図1-1 規制区域

1-3 用語の定義

本手引内の用語の定義は、表1-1のとおりです。

表1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
公共施設用地	道路、公園、河川並びに政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。 ※表1-5参照
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。なお、堆積期間は5年以内であり、それを超える場合は盛土扱いとなります。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。
土砂	次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 mm未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。) ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 mm以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の総称に用います。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

1-4 崖の定義 (政令第1条第1項、第2項、第3項)

崖の定義は、次のとおりです。

(1) 崖

地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。

(2) 崖の勾配

崖面の水平面に対する角度をいいます。

(3) 崖の範囲

小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は、一体のものとみなします。

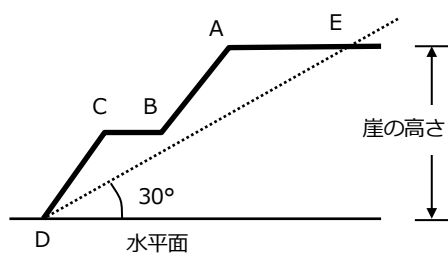


図1-2 一体の崖の例
(BがDEより上にある)

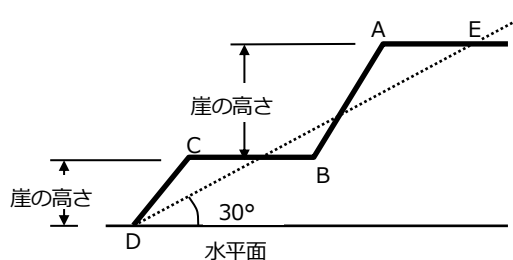


図1-3 2つの崖の例
(BがDEより下にある)

1-5 許可を要する工事 (法第12条第1項、法第30条第1項)

規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、表1-2の規模の工事を行う場合には、市長の許可が必要となります。

※許可申請の手続については、「3 許可申請の手続 (P17)」を確認してください。

1-6 届出を要する工事 (法第27条第1項)

特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、表1-2の規模の工事を行う場合には、当該工事に着手する30日前までに、市長への届出が必要となります。

※届出の手続については、「6 宅地造成等に関する工事の届出 (P34)」を確認してください。

表1-2 許可又は届出が必要となる工事の規模

区域	手続	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	許	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が、500㎡超となるもの(①～④を除く)	①
		土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	②
特定盛土等規制区域	可	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	③
		土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの	④
		土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)	⑤
	届	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	⑥
			⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの	⑦

注：同一又は隣接の土地に、上記規模未満の盛土等が繰り返行われ、累積によって上記規模に該当するときは、一体の行為とみなして許可等が必要になる場合がありますので、「2-1 (P12)」の窓口まで御相談ください。

注：面積は盛土又は切土、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が30cm超の範囲が該当します。

1-7 その他の届出を要する工事等 (法第 21 条、第 40 条、政令第 26 条、第 34 条)

規制区域内で、次の要件に該当する場合は、それぞれ規定される期限までに、市長への届出が必要となります。

- (1) 既存の擁壁等を除却する工事を行う場合
- (2) 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合
- (3) 規制区域指定の際に、一定規模以上の宅地造成等に関する工事に着手している場合

※届出の手続については、「7 その他の届出 (P36)」を確認してください。

表 1-3 その他の届出を要する工事等

対象となる工事等	要件	届出の期限
擁壁等を除却する工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地すべり抑止杭等の全部又は一部を除却する場合	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき	転用した日から 14 日以内
規制区域指定の際に既に行われている宅地造成等に関する工事	表 1-2 に該当する規模 (表 1-6 (P7) を除く)	規制区域指定日から 21 日以内

1-8 許可の特例（みなし許可）（法第 15 条、第 34 条）

(1) 開発許可

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた工事については、本法の許可を受けたものとみなされます。

(2) 協議

国、都道府県、指定都市、中核市及び「表 1-4」に示す団体等が行う宅地造成等に関する工事については、市長との協議が成立することをもって、本法の許可があったものとみなします。

※協議の手続については、「3-2 事前協議(P18)」及び「3-5 協議の申出(P25)」を確認してください。

表 1-4 国、都道府県等とみなされる団体等

国、都道府県等とみなされる団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人都市再生機構 ・地方住宅供給公社 ・土地開発公社 ・日本下水道事業団 ・独立行政法人水資源機構 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ・独立行政法人国立高等専門学校機構
------------------	--

なお、みなし許可の場合においても、本法に基づく手続等（表 1-5 参照）は、規模等を踏まえ、適用されることになります。

表 1-5 みなし許可の場合に適用される主な手続等

適用条項	内容	(1)	(2)
法第 13 条、第 31 条	工事の技術的基準等	○	○
法第 49 条	標識の掲示	○	○
法第 16 条、第 35 条	変更の許可等	—	○
法第 18 条、第 37 条	中間検査（一定規模以上が対象）	○	○
法第 19 条、第 38 条	定期の報告（一定規模以上が対象）	○	○
法第 17 条、第 36 条	完了検査等	—	○
法第 20 条、第 39 条	監督処分	○	○

1-9 許可及び届出が不要となる土地・工事等

表1-6に該当する場合は、許可又は届出が必要となる規模等の工事でも、許可及び届出が不要となります。

ただし、土地の保全についての義務（「8-1（P38）」参照）は、表1-6に該当する場合においても必要となります。

表1-6 許可及び届出が不要となる土地・工事等

区 分	具体的な内容
<p>公共施設用地（注1）</p> <p>（法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園、河川 ・ 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・ 国又は地方公共団体が管理する、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事等</p> <p>（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業（注2） ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管若しくは処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（注3） ・ 国、地方公共団体、次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構 ・ 高さ2m以下の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・ 高さ2m超の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積500㎡超の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの（注4）

区 分	具体的な内容
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、法第 34 条各項)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、指定都市、中核市が行う宅地造成等に関して、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
その他の許可等が不要となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、農業用暗渠排水の新設及び改修）（注 5） ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ・規制対象とならない土石の堆積（注 6） ・許可権者が規制対象外として扱う工事（注 7）

注 1：公共施設用地で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、当該盛土等は規制の対象となります。

注 2：土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画設計基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

注 3：森林の施業を実施するために必要な作業路網とは、市町村森林整備計画の作業路網等の施設整備に関する事項に記載された森林作業道作設指針等に即して一定の安全基準を満たすように作設される森林作業道、集材路等が該当します。

注 4：それぞれの定義等については次のとおりです。

- ・「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- ・「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、本体工事から離れた土地で土石の堆積を行う場合は、本体工事の管理と併せて一体的に管理することが分かる書類（例えば、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地であること。）の提出をもって、一体的に管理できる土地として取り扱います。
- ・「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地（道路向かい、斜向かい）が該当します。
- ・工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

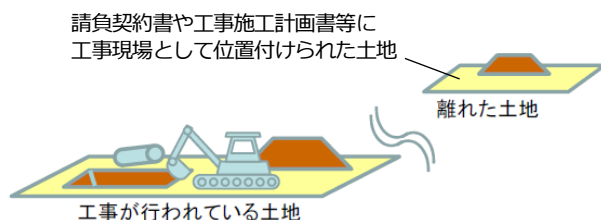


図 1 - 4 「工事の現場」の考え方

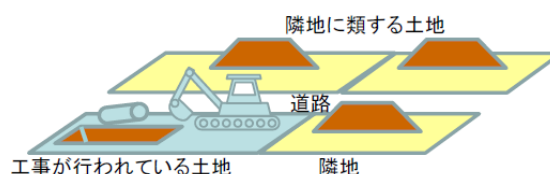


図 1 - 5 「工事の現場の付近」の考え方

注5：通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、管轄区域の農業委員会事務局に対して許可申請前に相談を行ってください。

注6：次に掲げる土石の堆積については、法の規制対象外として扱います。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

注7：次に掲げる工事については、法の規制対象外として扱います。

- ・建築物の建築・解体と不可分な掘削・埋戻しで、完成形で許可等の対象となる盛土等が残らない工事
- ・頑強な建物の一部が擁壁を兼ねて崖面を押さえる建築工事
- ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合（盛土による堤体を有する人工池を埋め立てる場合等を除く）
- ・自然災害により被災した土地の原状回復

1-11 工事が両方の規制区域にまたがる場合の取扱い

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の両方にまたがって宅地造成等に関する工事が行われる場合は、表1-7のとおり取り扱います。

表1-7 規制区域をまたがる場合の取扱い

		工事全体の規模		
		特定盛土等規制区域の許可を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の届出を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の許可・届出を要する規模に該当しない
宅地造成等工事規制区域内の部分における工事の規模	宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模に該当する	工事全体について、法第12条第1項の規定による許可が必要 ※「1-5」参照		
	宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模に該当しない	工事全体について、法第30条第1項の規定による許可が必要 ※「1-5」参照	工事全体について、法第27条第1項の規定による届出が必要 ※「1-6」参照	許可・届出は不要

2 許可申請及び審査に係る留意事項

2-1 許可権者（法第12条、第30条）

盛岡市長が許可権者となります。

○許可申請及び届出等の窓口

担当部署：盛岡市都市整備部都市計画課

住 所：〒020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2（都南分庁舎2階）

電話番号：019-601-5460

2-2 許可に必要なとなる条件（法第12条第2項、第30条第2項）

宅地造成等に関する工事の許可を受けるためには、次の4つの条件全てに適合していることが必要です。

- (1) 宅地造成等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられていること。
- (2) 工事主に工事を行うための必要な資力及び信用があること。
- (3) 工事施工者に工事を完成するための必要な能力があること。
- (4) 土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、永小作権、地役権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ていること。

2-3 工事の技術的基準（法第13条第1項、第31条第1項、政令第7条～第20条）

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、盛岡市ホームページで公表しています。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術基準

URL: <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1050068.html>

(1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の概要は表 2 - 1 のとおりです。

表 2 - 1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止杭等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注 1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第 15 条第 2 項	地表面の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）（注 2）
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般に関するもの	第 20 条第 2 項	細則による基準の付加等は設けていません。

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-youheki.html>

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

(2) 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の概要は表 2 - 2 のとおりです。

表 2 - 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について
	第 20 条第 2 項	細則による基準の付加等は設けていません。

2 - 4 設計者資格 (法第 13 条第 2 項、政令第 21 条、第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

宅地造成等に関する工事の規模によっては、設計者が必要な資格等を有していることを確認します。提出書類については、表 3 - 2 (P22) を確認してください。

(1) 対象工事

- ・高さが 5 m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

(2) 設計者資格 (法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

上記(1)の工事については、次のアからオのいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程 (夜間において授業を行うものを除く。) を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者。

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。

オ 国土交通大臣又は農林水産大臣が、アからエのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者。

(ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。

(イ) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際、現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際、現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

(ウ) 建築士法による一級建築士の資格を有する者。

(エ) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行細則第19条第1号トに規定する講習を修了した者。

(オ) 国土交通大臣又は農林水産大臣が、省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

2-5 工事主の資力・信用（法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号）

工事主には、工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。資金計画書等により資力の有無を判断するとともに、誓約書等により暴力団等に該当しないことを確認します。

提出書類については、表3-2（P21）を確認してください。

2-6 工事施行者の能力 (法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号)

工事施行者には、工事を完成するために必要な能力が求められます。法人の登記事項証明書、事業経歴書等により、当該工事と勘案して工事施行者に工事を完遂することができる技術力・資力があることを確認します。

提出書類については、表3-2 (P21) を確認してください。

2-7 土地所有者等の同意 (法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号、政令第5条第2項)

表2-3に該当する場合を除き、許可申請前に当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。当該土地に関する各権利者の同意書等により、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。

提出書類については、表3-2 (P21) を確認してください。

【同意を必要とする権利】

当該土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、永小作権、地役権又はその他の使用及び収益を目的とする権利

表2-3 土地所有者等の同意確認が不要となる事業

同意の確認が 不要となる事業	<ul style="list-style-type: none">・ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業・ 土地収用法に基づく告示に係る事業・ 都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業のうち使用権設定土地において行うもの
-------------------	---

3-2 事前協議

宅地造成等に関する工事の計画について、許可の要否や許可の見通し、周辺住民への周知方法を、許可を申請する前に確認しておく必要があります。所定の様式（様式第1号）に必要な書類及び図面（様式に記載）を添付したものを1部、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、必要に応じて関係機関等（国、県、市の関係法令所管部局等）との状況確認に利用します。

3-3 住民への事前周知（法第11条、第29条、省令第6条、第12条、第62条）

宅地造成等に関する工事の許可の申請をする際には、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、次のいずれかの方法により、工事の内容を周知しなければなりません。

また、申請の際には、いずれかの方法による周知を行ったことが分かる書類を提出する必要があります。提出書類については、表3-2（P22）を確認してください。

(1) 周知の方法

- ア 工事の内容についての説明会を開催する。
- イ 工事の内容を記載した書面を配布する。
- ウ 工事の内容について、当該工事の施行に係る土地やその周辺で掲示するとともに、インターネットを利用して住民が閲覧できるようにする。

※ただし、災害が生ずるおそれが特に大きい次のいずれかの土地（以下「溪流等」という。）において、高さ15m超の盛土をする場合には、説明会の開催が必要となります。

- (ア) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (イ) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(ア)の土地に類する状況を呈している土地
- (ウ) (ア)(イ)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

なお、溪流等の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、ゼロ次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

※「いわて盛土情報システム」からも溪流等の範囲を確認することができます。

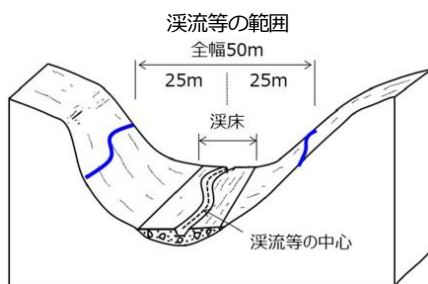


図3-2 溪流等の範囲図

<ゼロ次谷>
常時流水のない谷型の地形を指し、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいいます。

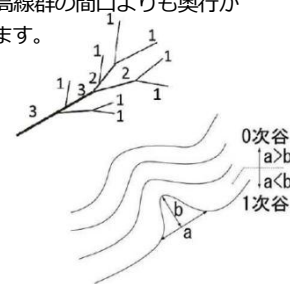


図3-3 ゼロ次谷の考え方

(2) 周知範囲の考え方

説明会の開催や書面配布を行う範囲については、盛土等の区分に応じて表3-1のとおりであり、いずれかの周知範囲の考え方を満たす必要があります。

表3-1 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	周知範囲の考え方	参考図
①平地盛土（注1） ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（隣接地が最小範囲） ※参考図 L の範囲 盛土等を行う土地の境界から水平距離 $50m$ 程度の範囲 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 	<p><盛土等の場合> 法尻からの水平距離 $L \leq 2h$、盛土高 h、地盤勾配 $1/10$ 未満</p> <p><切土の場合> 法尻からの水平距離 $L \leq 2h$、切土高 h</p>
①腹付け盛土（注2）	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（隣接地が最小範囲） ※参考図 I の範囲 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 $250m$ 程度の範囲 盛土を行う土地が属する自治会等の範囲 	<p>のり肩から下方の水平距離 $I \leq 5h$、のり肩までの高さ h</p>
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ $15m$ を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（注3）（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲 ※参考図の範囲 盛土を行う土地が属する自治会等の範囲 	<p>溪床勾配 2 度以上の範囲</p>

注1：平地盛土とは、勾配 $1/10$ 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを言います。

注2：腹付け盛土とは、勾配 $1/10$ 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを言います。

注3：谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土を言います。

注：周辺の土地への影響の観点から、許可権者から周知範囲の追加等を求める場合があります。

(3) 周知する工事の内容

周知する工事の内容は、次のとおりです。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 工事の着手予定日及び完了予定日
- オ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- カ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- キ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量
- ク 工事中の防災対策
- ケ 工事完成後の土地利用

3-4 許可申請書の提出 (法第12条第1項、第30条第1項)

許可申請は、所定の様式(様式第2号又は様式第3号)に、表3-2及び表3-3のうち必要な書類及び図面を添付したものを、正本1部、副本1部の計2部作成し、表3-4(P25)の手数料を納付の上、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、許可情報の公表(「4-2(P27)」参照)に利用します。

表3-2 許可申請に必要となる書類

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容		提出区分		
	様式	内容等	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
1	許可申請書				
	第2号	■宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書		○	—
	第3号	■土石の堆積に関する工事の許可申請書	(省令第7条第1項、第2項、第63条)	—	○
2	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	— — 参考	■公図の写し ■土地登記事項証明書 ■権利者一覧及び同意書	・公図は、謄写者、場所、年月日の記載があること。 申請区域を赤い線で明示すること。 ・同意書は、権利者ごとに作成し、印鑑証明書を添付すること。 (省令第7条第1項第10号、第2項第8号、第63条、細則第3条、第15条)	○	○
3	工事主の資力・信用に関する書類				
	第4号 第5号 — — 参考	■資金計画書 ■残高証明書又は融資証明書 ■滞納なし証明書(市税) ■誓約書(暴力団関係、破産等)	・資金計画書は適する許可の様式を使用すること。 (省令第7条第1項第9号、第2項第7号、第63条、細則第3条、第15条)	○	○
	—	■住民票又は個人番号カードの写し ■直近3年間の所得税の納税証明書	●申請者が個人である場合 ・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第7条第1項第7号、第2項第5号、第63条、細則第3条、第15条)	△	△
	— — 参考 — —	■履歴事項全部証明書 ■役員の住民票又は個人番号カードの写し ■事業経歴書 ■直近3年間の法人税の納税証明書 ■直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表	●申請者が法人である場合 ・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第7条第1項第8号、第2項第6号、第63条、細則第3条、第15条)	△	△
4	工事施行者の能力に関する書類				
	— 参考 —	■法人の履歴事項全部証明書 ■事業経歴書 ■建設業の許可通知書の写し	・原則として「土木工業」の許可を受けていること。 (細則第3条、第15条)	○	○

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容			提出区分	
	様式	内容等	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
5 住民への周知措置を講じたことを証する書類					
参考	■周知措置報告書	(省令第7条第1項第11号、第2項第9号、第63条、細則第3条、第15条)		○	○
—	■開催の周知範囲が分かる位置図	●説明会開催の場合		△	△
—	■開催案内資料				
—	■説明資料				
—	■開催結果の分かる資料（議事録等）				
—	■配布範囲が分かる位置図等	●書面配布の場合		△	△
—	■配布した書面				
—	■掲示場所が分かる位置図等	●掲示及びインターネットによる場合		△	△
—	■掲示状況の写真				
—	■閲覧ページの写し（URL含む）				
6 設計者の資格を証する書類					
—	■卒業証明書	●高さが5mを超える擁壁を設置する場合		△	△
参考	■実務経験証明書	●盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設を設置する場合			
—	■資格、免許等の写し	(省令第7条第1項第5号、第63条)			
7 構造計算書					
—	■擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1)	●鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合		△	△
—	■構造計画、応力算定及び断面算定	●崖面崩壊防止施設を設置する場合 (政令第14条、省令第7条第1項第2号、省令第31条、第63条)			
—	■措置の概要、構造計画、応力算定及び断面算定等	●土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 ●堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第2号、第3号、第32条、第34条第1項第1号、第63条)		—	△
8 安定計算書					
—	■土質試験等に基づく地盤の安定計算書	●渓流等において、高さ15mを超える盛土をする場合 ●崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第3号、第4号、第63条)		△	—
—	■盛土の安定計算書	●渓流等において盛土をする場合 (細則第3条、第15条)		△	△
9 大臣認定擁壁の使用を確認する書類					
—	■認証証明書の写し	●大臣認定擁壁を使用する場合		△	△
—	■施工計画が製品使用条件に適合していることを確認できる書類	(細則第3条、第15条)			
10 工事土量を確認する書類					
—	■土量計算書	・盛土、切土又は土石の堆積（最大時）の土量計算を、図面と照合できるよう作成すること。 (細則第3条、第15条)		○	○
11 排水能力を確認する書類					
—	■流量計算書	・雨水の計画流出量と排水能力を、図面と照合できるよう作成すること。 (細則第3条、第15条)		○	○
—	■放流先の接続承認を確認できる書類	●新規に敷地外の排水施設等に接続する場合 (細則第3条、第15条)		△	△

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容			提出区分	
	様式	内容等	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
12	その他書類				
-	■現況写真		<ul style="list-style-type: none"> 盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにすること。 <small>(省令第7条第1項第6号、第2項第4号、第63条)</small>	○	○
参考	■委任状		<ul style="list-style-type: none"> ●代理人が手続を行う場合 委任内容を記載し、印鑑証明書を添付すること。 	△	△

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注：必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

注：官公庁等が発行する書類については、取得から3か月以内のものを提出してください。

注：各種様式は盛岡市ホームページに掲載しています。

URL：<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1050068.html>

表3-3 許可申請に必要なとなる図面

※提出区分の「○」は、工事の内容が該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	図面の内容				提出区分	
	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
13	位置図	1/10,000 以上	・方位、道路及び目標となる地物		○	○
14	地形図	1/2,500 以上	・方位及び土地の境界線	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。	○	○
15	土地の平面図	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設について、申請書と照合できるように番号を付すること。 盛土の範囲は青色、切土の範囲は赤色に着色すること。 	○	-
		1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置 柵その他これに類するものを設置する位置 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置について、申請書と照合できるように番号を付すること。 	-	○

※提出区分の「○」は、工事の内容が該当する場合に提出が必要となります。

綴 じ 順	図面の内容				提出区分	
	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備 考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
16	土地の断面図	1/2,500 以上	・盛土又は切土をする前後の地盤面	・高低差の著しい箇所について作成すること。	○	—
		1/500 以上	・土石の堆積を行う土地の地盤面	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。	—	○
17	求積図	1/500 以上	・申請地全体の面積 ・盛土、切土又は土石の堆積範囲の面積	・盛土の範囲は青色、切土の範囲は赤色に着色すること。	○	○
18	排水施設の平面図	1/500 以上	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法 寸法、延長、勾配 ・水の流れの方向 ・吐出口の位置 ・放流先の名称、形状、寸法、勾配	・雨水排水を対象とする。 ・流域図を添付すること。	○	—
19	排水施設構造図	1/50 以上	・構造詳細図	・新規に設置する排水施設を対象とする	○	—
20	崖の断面図	1/50 以上	・崖の高さ、勾配 ・土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○	—
21	擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎杭の位置、材料及び寸法		○	—
22	擁壁の背面図	1/50 以上	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法		○	—
23	擁壁の展開図	指定なし	・擁壁の延長、高さ ・根入れ深さ（地盤高線） ・水抜穴の位置	・擁壁の背面図とまとめて作成しても良いものとする。	○	—
24	崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法		○	—
25	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	○	—
26	措置施設構造図	1/50 以上	・構造詳細図	・堆積した土石の周囲に設置する構造物を対象とする。	—	○

注：「15 土地の平面図」以降の図面は、設計者の所属及び氏名を記入した上で、原則として A 3 判で作成し、A 4 判（片軸折）に綴じてください。

3-5 協議の申出 (法第15条第1項、第34条第1項)

国、都道府県、指定都市、中核市が協議を申し出るときは、所定の様式（様式第6号又は様式第7号）に、表3-2（P21）及び表3-3（P23）のうち必要となる書類及び図面を添付したものを、正本1部、副本1部の計2部作成し、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、協議情報の公表（「4-2（P27）」参照）に利用します。

3-6 申請手数料 (盛岡市手数料条例第2条第1項)

宅地造成等に関する工事の許可を申請しようとするときは、表3-4に該当する手数料がかかります。お支払方法については、キャッシュレス納付又は納付書払いを用意しております。

キャッシュレス納付は、岩手県盛岡市 電子申請・届出サービスを利用して、クレジットカードなどによる支払いが可能となります。

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_initDisplay



表3-4 申請手数料 ((盛岡市手数料条例 平成12年3月30日 条例第29号)

盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	許可申請手数料	中間検査手数料	合計額
500㎡以内	12,000円	4,000円	16,000円
500㎡超 1,000㎡以内	21,000円	4,000円	25,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	30,000円	4,000円	34,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	45,000円	4,000円	49,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	56,000円	4,000円	60,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	75,000円	6,000円	81,000円
10,000㎡超 20,000㎡以内	119,000円	12,000円	131,000円
20,000㎡超 40,000㎡以内	185,000円	20,000円	205,000円
40,000㎡超 70,000㎡以内	295,000円	34,000円	329,000円
70,000㎡超 100,000㎡以内	424,000円	45,000円	469,000円
100,000㎡超	552,000円	89,000円	641,000円

注 : 変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた許可申請手数料の額とします。

注 : 中間検査の場合は、中間検査（「5-6（P32）」参照）申請の際に上記方法でお支払いください。

3-7 標準処理期間

標準処理期間は、申請が窓口へ到達してから当該申請に対する処分を行うまでに通常要する期間のことです。書類等の補正に要する期間は含まれません。

表3-5 標準処理期間

申請の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日
土石の堆積に関する工事の変更許可	14日

注：標準処理期間は、あくまで標準的な申請の場合であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

4 許可時における留意事項

4-1 許可証の交付 (法第12条第3項、第14条、第30条第3項、第33条)

審査の結果、許可申請の内容が法に規定される基準に適合しているときは、許可証を交付します。不許可の場合は、その理由を付した書面により通知します。

また、本市では、許可時の条件として、施工中の防災措置、周辺環境の保全、工事中の手續、工事記録の整備及びその他事項を付する場合がありますので、当該条件を遵守した上で工事を行ってください。

4-2 許可情報等の公表 (法第12条第4項、第30条第4項)

市民や事業者等が本法の許可を受けた盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可後は速やかに、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在等の情報を、盛岡市ホームページで公表します。

URL : <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1052103.html>

表4-1 公表する情報とその期間

許可時点から工事完了時点まで公表	工事完了後も既存盛土等として公表
① 工事主の氏名又は名称	① 工事が施行された土地の位置図
② 工事が施行される土地の位置図	② 工事施行者の氏名又は名称
③ 工事の許可年月日・許可番号(注1)	③ 工事の許可年月日・許可番号(注1)
④ 工事施行者の氏名又は名称	④ 工事の着手年月日・完了年月日
⑤ 工事の着手予定年月日・完了予定年月日	⑤ 盛土又は切土の最大高さ
⑥ 盛土、切土又は土石の堆積(最大時)の高さ	⑥ 盛土又は切土を行った土地の面積
⑦ 盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積	⑦ 盛土又は切土の土量
⑧ 盛土、切土又は土石の堆積(最大時)の土量	

注1 : ・「3-5 (P25)」の協議情報については、③を「協議の成立年月日」に替えた上表の項目を、許可時と同様の方法により公表します。

・「6-1 (P34)」、「7-1 (P36)」の届出情報については、③を「工事の届出年月日」に替えた上表の項目を、許可時と同様の方法により公表します。

4-3 関係法令等の確認

宅地造成等に関する工事は、本法以外の法令等においても許可等の手続を必要とする場合があります。表4-2に示した関係法令等はあくまで例示であり、工事の着手前には、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反が無いよう確認をお願いします。

表4-2 関係法令等

法令等	規制行為等	担当課等
土壌汚染防止法	3,000㎡以上の土地の形質変更	環境企画課
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例	環境保護地区等における土地の形質変更等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地の指定区域の土地の形質変更	廃棄物対策課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域における開発行為	農政課（盛岡・都南地域） 産業振興課（玉山地域）
森林法	森林区域における立木の伐採又は土地の形質変更（保安林を除く）	林政課（盛岡・都南地域） 産業振興課（玉山地域）
	林地開発行為	岩手県 盛岡広域振興局 林務部
	保安林における伐採・作業	
都市計画法	都市計画区域内における開発行為等	都市計画課
都市再生特別措置法	居住誘導区域内外における開発行為等	
景観法	景観計画区域内における土地の形質変更等	景観政策課
盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における土地の形質変更等	公園みどり課
建築基準法	建築物・工作物等の確認申請	建築指導課
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等	遺跡の学び館
農地法	農地の転用・改良行為	農業委員会事務局
盛岡市水道水源保護条例	水道水源保護区域内における水質指針値の遵守	水質管理センター
砂防法	砂防指定地における開発行為等	岩手県 盛岡広域振興局 土木部 河川砂防課
地すべり等防止法	地すべり防止区域内における開発行為等	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における開発行為等	

4-4 標識の掲示（法第49条）

工事主は、許可を受けた後、工事に関する事項を記載した標識（様式第8号又は様式第9号）を当該土地の見えやすい場所に掲示する必要があります。

なお、工事着手後に変更許可を受けた場合は、遅滞なく、標識の内容を改めてください。

4-5 工事完了前の建築行為

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた土地では、安全性の確認ができていないため、検査済証の交付を受けるまでは建築工事に着手しないようお願いします。

4-6 監督処分及び罰則（法第20条、第39条、第55条～第61条）

(1) 許可の取消

市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又は許可に付した条件に違反した者に対し、当該許可を取り消すことがあります。

(2) 工事の施行停止・災害防止措置命令

市長は、規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事のうち、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事、又は必要な中間検査を受検しないで施行する工事について、当該工事の工事主、請負人又は現場管理者に対して、工事の施行の停止を命じ、又は擁壁等の設置その他災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることがあります。

(3) 土地の使用停止命令・使用制限命令・防災措置命令

市長は、規制区域内の土地のうち、無許可工事が施行された土地、完了検査を申請しない又は検査の結果工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地、土石の除去に関する完了確認を申請しない又は確認の結果全ての土石が除去されていないと認められた土地、又は必要な中間検査を申請しないで工事が施行された土地について、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者、又は当該工事主に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずることがあります。

(4) 罰則

本法では、罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為、虚偽の申請、命令違反等に対しては、高い水準の懲役刑や罰金刑が科せられます。

違反行為の内容によっては、当該行為者等に対し、最大で懲役3年以下又は1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人に対しては、法人重科の措置（最大で罰金3億円以下）があります。

5 許可工事に関する手続等

5-1 着手届の提出（細則第5条、第17条）

工事主は、許可を受けた宅地造成等に関する工事に着手したときは、速やかに着手届（様式第10号）に工程計画書（任意様式）及び標識の設置写真を添えて、市長へ届け出る必要があります。

5-2 工事の変更手続（法第16条、第35条、省令第38条、第68条）

(1) 変更許可申請

工事主は、許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、市長の許可を受ける必要があります。所定の様式（様式第11号又は様式第12号）に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書（変更部分の前後を明示）を添付したものを、正本1部、副本1部の計2部作成し、表3-4（P25）の手数料を納付の上、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、本法の運用を目的として、関係機関等（国、県、市の関係法令所管部局等）との状況確認及び許可情報の公表（「4-2（P27）」参照）に利用します。

(2) 軽微な変更届

工事主は、表5-1に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、変更届出書（様式第15号）を1部、市長へ提出しなければなりません。この場合、(1)の手続は不要となります。

ただし、一般承継以外での工事主等の変更については、(1)の手続きが必要となります。

表5-1 軽微な工事変更

変更事項	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称、住所
	工事の着手予定年月日、完了予定年月日 ※ただし、土石の堆積に関する工事は、変更前の期間を超えないものに限る。

注：一般承継とは、相続や法人の合併等により、法の許可等に基づく地位を承継することをいいます。

5-3 工事の中止・再開・廃止（細則第12条、第24条）

工事主は、許可を受けた工事を一時中止、再開又は廃止しようとするときは、速やかに届出書（様式第18号）を市長へ提出しなければなりません。

なお、一時中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続等が必要となります。

5-4 定期報告（法第19条、第38条、政令第25条、第33条、省令第48～50、78～80条）

工事主は、許可を受けた工事（みなし許可を含む）が表5-2に該当する場合、工事の許可日から3か月ごとに、その進捗状況等について市長へ報告する必要があります。

報告書類については、所定の様式（様式第16号）に、報告対象を明示した図面とその施工状況が分かる写真その他書類を添付してください。

表5-2 定期報告が必要となる工事等

許可の種別	報告を要する工事の規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告の時点における ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等に関する工事の 施行状況	許可日から 3か月ごとに その末日から 7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告の時点における ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・堆積されている土石の土量 (2回目以降から追加) 前回の報告の時点から新たに 堆積された土石の土量及び除 却された土石の土量	

5-5 施工状況の写真記録

工事の施行状況を記録するため、次の事項に留意して写真を撮影してください。

- (1) 写真は、工事完了後確認できない部分の施工状況を重点に撮影すること。
- (2) 写真は、設計図書に基づき、構造物の施工状況、出来形、品質等その実態が検査時において確認できるように撮影すること。特に、次に掲げる工程に留意すること。
 - ア 地盤改良、基礎杭打ち等の施工状況
 - イ 構造物及び排水施設設置における床掘、基礎、型枠、配筋等の施工状況
 - ウ 擁壁設置における根入れ深さ、擁壁下端部の厚さ、擁壁背面の水抜き及び透水層の施工状況
 - エ 盛土等における各層の施工状況
- (3) 写真撮影にあたっては、箱尺、ポール又はスケール等を用いて構造物の形状、寸法、位置等が判別できるようにすること。
- (4) 撮影した写真は、施工順序に従って整理してアルバムに貼付けし、撮影年月日、撮影地点その他必要な説明を付しておくこと。

5-6 中間検査 (法第18条、第37条、政令第23条、第24条、第32条、省令第45~47、75~77条)

中間検査は、工事完了後では確認することができない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。

表5-3に該当する工事（みなし許可を含む）において、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する場合には、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

検査申請の際は、所定の様式（様式第17号）に、検査対象工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付し、表3-4（P25）の手数料を納付の上、市長へ提出してください。

なお、中間検査合格後に中間検査合格証の交付を受けるまでは、その後の工程に係る工事を進めることはできません。中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査合格後に次の工程に進むこととなります。

表5-3 中間検査が必要となる工事等

許可の種別	検査を要する工事の規模	対象工程	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置したとき	排水施設設置完了から4日以内
※土石の堆積は対象外	④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①~④を除く）	※碎石等の埋戻しは検査完了後	

5-7 完了検査等 (法第17条、第36条、省令第39~44、69~74条、細則第9条、第21条)

(1) 完了検査・確認

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了（全ての土石を除却）したときは完了確認を受ける必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、検査の結果、許可の内容に適合していることを確認し、問題が無ければ検査済証を交付します。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了したことを確認し、問題が無ければ確認済証を交付します。

表5-4 完了検査・確認

許可の種別	区分	申請書類	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	完了検査申請書（様式第20号）	工事完了から4日以内
土石の堆積	完了確認	完了確認申請書（様式第21号）	

注：工事完了後の土地の全景が把握できる写真を添付してください。

(2) 一部完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部が完了し、当該完了した土地の分割が可能であって、災害の防止に支障がないと認められるときは、一部完了検査申請書（様式第 19 号）を市長に提出し、一部完了検査を受けることができます。市長は、当該検査の結果、技術的基準に適合しているときは、一部完了検査済証を交付します。

5-8 検査時の留意事項

検査の実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 検査時に現地で確認できない項目については、写真により合否を判定するため、工事中における構造物の床掘、基礎、躯体等の施工状況や形状寸法などを確認できる写真を用意しておくこと。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間をとって日程調整を行うこと。
- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中に行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 検査の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

6 宅地造成等に関する工事の届出

6-1 届出書の提出（法第27条第1項）

特定盛土等規制区域内において、一定規模の宅地造成等に関する工事（「1-6（P4）」参照）を行う場合は、当該工事に着手する日の30日前までに、届出書（様式第22号又は様式第23号）に表6-1のうち必要な書類及び図面を添付したものを1部、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、届出情報の公表（「4-2（P27）」参照）に利用します。

また、工事計画において、災害の防止のため必要と認めるときは、勧告又は改善命令をする可能性があります。

表6-1 届出に必要なとなる書類及び図面

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容			提出区分	
	様式	内容等	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
1	届出書				
	第22号	■特定盛土等に関する工事の届出書		○	—
	第23号	■土石の堆積に関する工事の届出書	(省令第58条)	—	○
2	工事主に関する書類				
	—	■住民票又は個人番号カードの写し	●届出者が個人である場合 ・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第58条)	△	△
	—	■履歴事項全部証明書	●届出者が法人である場合	△	△
	—	■役員の住民票又は個人番号カードの写し	・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第58条)	△	△
3	その他書類				
	—	■現況写真	・盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにすること。 (省令第58条)	○	○
	参考	■委任状	●代理人が手続を行う場合 委任内容を記載し、印鑑証明書を添付すること。	△	△
4	図面一式				
	—	■許可申請の場合と同様に、表3-3（P23）のうち該当する図面一式		○	○

注：官公庁等が発行する書類については、取得から3か月以内のものを提出してください。

注：各種様式は盛岡市ホームページに掲載しています。

URL：<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1050068.html>

6-2 標識の掲示（法第49条）

工事主は、届出をした後、工事に関する事項を記載した標識（様式第8号又は様式第9号）を当該土地の見えやすい場所に掲示する必要があります。

なお、工事着手後に工事内容の変更届出をした場合は、遅滞なく、標識の内容を改めてください。

6-3 着手届の提出（細則第17条）

工事主は、届出をした宅地造成等に関する工事に着手したときは、速やかに着手届（様式第10号）に工程計画書（任意様式）及び標識の設置写真を添えて、市長へ提出してください。

6-4 工事の変更手続（法第28条）

工事主は、届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに、変更届出書（様式第24号又は様式第25号）に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書（変更部分の前後を明示）を添付して、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、本法の運用を目的として、関係機関（国、県、市の関係法令所管部局等）との状況確認及び届出情報の公表（「4-2（P27）」参照）に利用しません。

6-5 工事の中止・再開・廃止（細則第24条）

工事主は、届出した工事を一時中止、再開又は廃止しようとするときは、速やかに届出書（様式18号）を市長へ提出しなければなりません。

なお、一時中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続等が必要になります。

6-6 工事の完了届（細則第25条）

工事主は、届出した工事が完了したときは、速やかに完了届（様式第26号）及び完成写真を市長へ提出しなければなりません。

7 その他の届出

7-1 規制区域指定の際に既に行われている工事の届出 (法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項)

規制区域指定の際に既に行われている、表 7-1 に該当する宅地造成等に関する工事は、その指定があった日 (令和 7 年 5 月 23 日) から 21 日以内 (令和 7 年 6 月 13 日まで) に、届出書 (様式第 27 号又は様式第 28 号) にその土地の位置と範囲が分かる資料を添付したものを 1 部、市長へ提出する必要があります。(受付期限を過ぎたことにより、参考掲載とする。)

なお、提出書類等に記載された情報は、届出情報の公表 (「4-2 (P27)」参照) に利用します。

表 7-1 届出の対象となる工事

届出の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「1-5 許可を要する工事 (P4)」に該当する規模 ・「1-6 届出を要する工事 (P4)」に該当する規模
	<p>※ただし、下記の場合は届出の対象から除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1-9 許可及び届出が不要となる土地・工事等 (P7)」に該当する場合 ・旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に、都市計画法に基づく開発許可又は旧宅地造成等規制法の許可を受けている場合

また、当該工事の規模が表 5-2 (P31) に該当する場合は、表 7-2 のうち必要となる図面等を、上記届出書に追加で提出してください。

表 7-2 届出書に追加する図面等 (表 5-2 に該当する場合)

※提出区分の「○」は、工事の内容が該当する場合に提出が必要となります。

繰り順	図面の内容			提出区分	
	図面の名称	明示すべき事項	備考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物		○	○
2	地形図	・方位及び土地の境界線	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。	○	○
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位及び土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。	○	-
		<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位及び土地の境界線 ・勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 		-	○
4	現況写真		・盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにすること。	○	○

7-2 擁壁等を除却する工事の届出 (法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項)

規制区域内において、表 1-3 (P5) に該当する擁壁等の除却工事を行う場合は、当該工事に着手する日の 14 日前までに、届出書 (様式第 29 号) にその土地の位置と擁壁等の状況が分かる資料を添付したものを 1 部、市長へ提出する必要があります。

なお、「1-5 許可を要する工事 (P4)」又は「1-6 届出を要する工事 (P4)」と重複する場合は本届出の必要はありません。

7-3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出 (法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項)

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、転用した日から 14 日以内に、届出書 (様式第 30 号) にその土地の位置と転用した事実が分かる資料を添付したものを 1 部、市長へ提出する必要があります。

なお、「1-5 許可を要する工事 (P4)」又は「1-6 届出を要する工事 (P4)」と重複する場合は本届出の必要はありません。

7-4 工事の変更手続 (細則第 11 条、第 23 条)

工事主は、「7-1」又は「7-2」で届出をした工事を変更しようとするときは、変更届出書 (様式第 31 号) に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書 (変更部分の前後を明示) を添付したものを 1 部、市長へ提出してください。

7-5 工事の中止・再開・廃止 (細則第 12 条、第 24 条)

工事主は、「7-1」又は「7-2」で届出をした工事を一時中止、再開又は廃止しようとするときは、届出書 (様式第 18 号) を 1 部、市長へ提出しなければなりません。

なお、一時中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続等が必要になります。

7-6 工事の完了届 (細則第 13 条、第 25 条)

工事主は、「7-1」又は「7-2」で届出をした工事が完了したときは、速やかに完了届 (様式第 26 号) 及び完成写真を市長へ提出しなければなりません。

8 その他の留意事項

8-1 土地の保全義務（法第22条、第23条、第41条、第42条）

規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等に伴う崖崩れ等の災害が生じないようにその土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

市長は、宅地造成等に伴う災害防止のため必要があると認めるときは、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、改善されない場合は命令することがあります。

なお、これらの土地には、規制区域指定前に宅地造成等に関する工事が行われた土地も含まれます。

8-2 不法・危険な盛土等の情報提供

盛土規制法の適正な運用を目的として、規制区域内において、違法と思われる宅地造成等に関する工事や危険と思われる既存の盛土等を発見した場合は、市民や事業者の皆様からの情報提供を受け付けています。発見した際は、受付窓口までお知らせください。

○受付窓口：盛岡市 都市整備部 都市計画課

電話番号：019-601-5460

表8-1 通報内容の一例

通報の内容 (一例)	<ul style="list-style-type: none">・盛土の発見日時・盛土の所在地、目印となる建物、周囲の特徴等・盛土の規模、土砂の量などの状況・現場標識の有無・周辺への被害の有無・盛土行為者に関する情報（行為者の特徴や使用車両の車種、ナンバーなど）
---------------	--

お問い合わせ先

部 署 名	盛岡市 都市整備部 都市計画課 都市安全係
所 在 地	〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 (都南分庁舎 2 階)
電話番号	019-601-5460
E - mail	toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp